

G P A 制 度

1. G P A の計算方法

(1) G P A とはグレード・ポイント・アベレージ(Grade Point Average)の略で、成績を点数化した 1 単位あたりの平均値です。G P A の算出は以下の計算式で行います。

評価	グレードポイント
S	4 点
A	3 点
B	2 点
C	1 点
不合格	0 点

$$G P A = \frac{\text{(科目の単位数} \times \text{グレードポイント) の総和}}{\text{履修登録科目の総単位数}}$$

(2) G P A では不合格科目も 0 点として計算されます。履修を取りやめる科目については、履修登録期間中に登録を取り消すようにしてください。登録を取り消さなかった場合は、該当科目が不合格 (0 点) になることで、G P A が下がることになります。

2. G P A による履修指導

(1) 各期の履修登録期間中に G P A を参考にして担任教員等が履修指導を行います。必ずこの履修指導を受けるようにしてください。

3. G P A による退学勧告

(1) 1 年次後期以降に 2 期連続 G P A が 1.0 未満となった学生については、保護者に連絡を取ったうえ、面談を行い、嚴重注意及び学修指導を行います。また、次学期には担任以外の指定された教員による面談を毎週受けてもらいます。

(2) 1 年次後期以降に 3 期連続で学期の G P A が 1.0 未満となった学生については、教授会の議を経て、学部長により退学を勧告します。ただしその際、上記 (1) の面談状況を勘案し、勧告に猶予を与える場合があります。

(3) 上記 (2) の規定により、退学勧告を受けた学生が自主退学した場合は、科目等履修生として授業の履修を認め、1 学期間で指定された科目 10 単位以上、G P A 1.0 以上の

成績を収めた場合には再入学を認めます。その際、科目等履修生として修得した単位は卒業単位に算入されますが、その期間は本学学生としての在籍期間には含まれないこととなります。

(4) 上記(2)の規定により、退学勧告を受けた学生が自主退学しなかった場合は、次の1学期間の在学猶予を認め、その間に、指定された科目10単位以上、GPA1.0以上の成績を収められなかった場合には、学則第25条3項(2)に該当するとし、懲戒としての退学とします。この場合は、以後の再入学は認めません。

(5) 留学生については、この退学勧告の規定の対象外とし、別途退学勧告の規定を定めることにします。